

## 平成30年改正法附則

### 改正法の施行期日

#### 改正法の施行期日

第1項 この法律は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一号 略

第二号 前略 第8条の規定 中略 令和2年4月1日

第三号 略

改正後の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条の規定は、原則として、令和2年4月1日から適用するものとされたものです。

### 短時間・有期雇用労働法の適用に関する経過措置

#### 短時間・有期雇用労働法の適用に関する経過措置

中小事業主については、令和3年4月1日までの間、第7条の規定による改正後の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項、第3条、第3章第1節(第15条及び第18条第3項を除く。)及び第4章(第26条及び第27条を除く。)の規定は、適用しない。

改正後の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条の規定は、中小事業主については、令和3年4月1日から適用するものとされたものです。